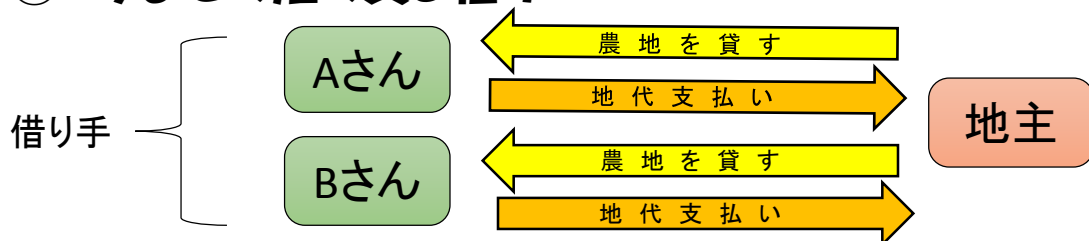


農地中間管理機構（農地集積バンク）とは

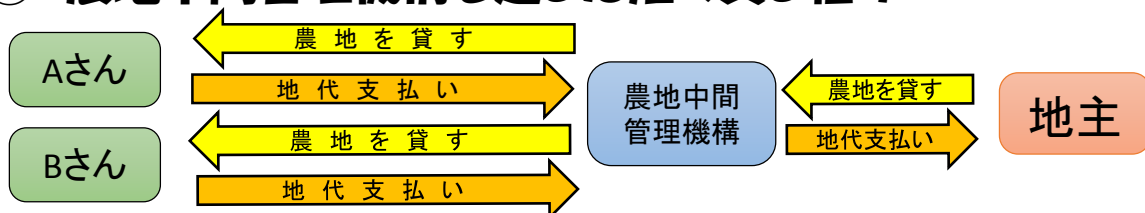
農地中間管理機構とは、沖縄県に設置された公的機関で地主と借り手の中間に入って、畑の貸し借りを管理します。

① 今までの畑の貸し借り



地主が耕作者それぞれと契約をし、それぞれから地代を回収しなければならなくて、地主は大変！！

② 農地中間管理機構を通した畑の貸し借り



地主は農地中間管理機構との貸し借りになるため、契約も地代回収も一つで済むようになります。（一本化）

その他のメリット

- ・ 公的な機関なので安定した賃料の支払いがあり、安心です。
- ・ 貸付期間満了後にはトラブルの心配もなく、確実に畑が戻ってきます。
- ・ 貸付期間満了後も、畑の管理が難しい場合は、引き続き貸し続けておくことで、農地の適正管理を行う担い手へ貸し付けします。

さらに、農地中間管理機構に、10年以上農地を貸した場合…。

要件を満たせば、最大70万円の
「機構集積協力金」が交付される可能性もあります。

ただし、下記の農地については、農地中間管理機構が借りることができない場合があります。

- ・ 農業振興地域外の畑 ・ 土地の境界が不明りょう
- ・ 抵当権や仮登記が設定されている ・ 小規模な畑
- ・ 遊休化した畑など、すぐに利用することが困難な場合 ..など

事前に調査しますので、お気軽にお電話ください。!!

糸満市役所 2階 農政課 電話:840-8134

機 構 集 積 協 力 金 とは

農地中間管理機構に畑を10年以上貸した方に対し、
交付要件を満たした場合に協力金が支払われます。

畑の出し手に対して直接支払われる協力金は、2種類あります。

経営転換協力金

1. 協力金が貰える人

機構に畑を貸し付けした人の中で

- ・複数の農業部門のうち、1種類以上をやめる人
- ・農業をやめる人
- ・畑を相続したけど農業をやらない人（相続後2年を経過していないこと）

2. 交付単価

0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円/戸
2.0ha超	: 70万円/戸

耕作者集積協力金

1. 対象農地

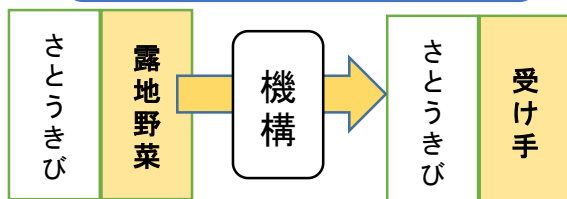
以下に隣接する農地

- ・機構が借り受けている農地
- ・借受希望者が経営する農地

2. 交付単価

2万円/10a(H27年度)
1万円/10a(H28・29年度)
5千円/10a(H30年度以降)

例えば、農業部門の減少により
経営転換する農業者とは



「さとうきび」と「露地野菜」を経営する者が、露地野菜を止めて、露地野菜を栽培していた農地を機構に貸し出す場合

ただし、下記の様な制約もあります。

- ・遊休農地を持っている方は、交付対象外です。
- ・農地を貸し付ける相手を指定することはできません。
- ・経営転換協力金の交付決定後は新たな農地を取得できません。

ご相談はお気軽に

高齢で農業ができない、親から農地を相続したが農業をやる予定がないので、地域農業に頑張っている方に貸したいなどの相談があれば、お気軽にお問い合わせください。

糸満市役所 2階 農政課 電話:840-8134